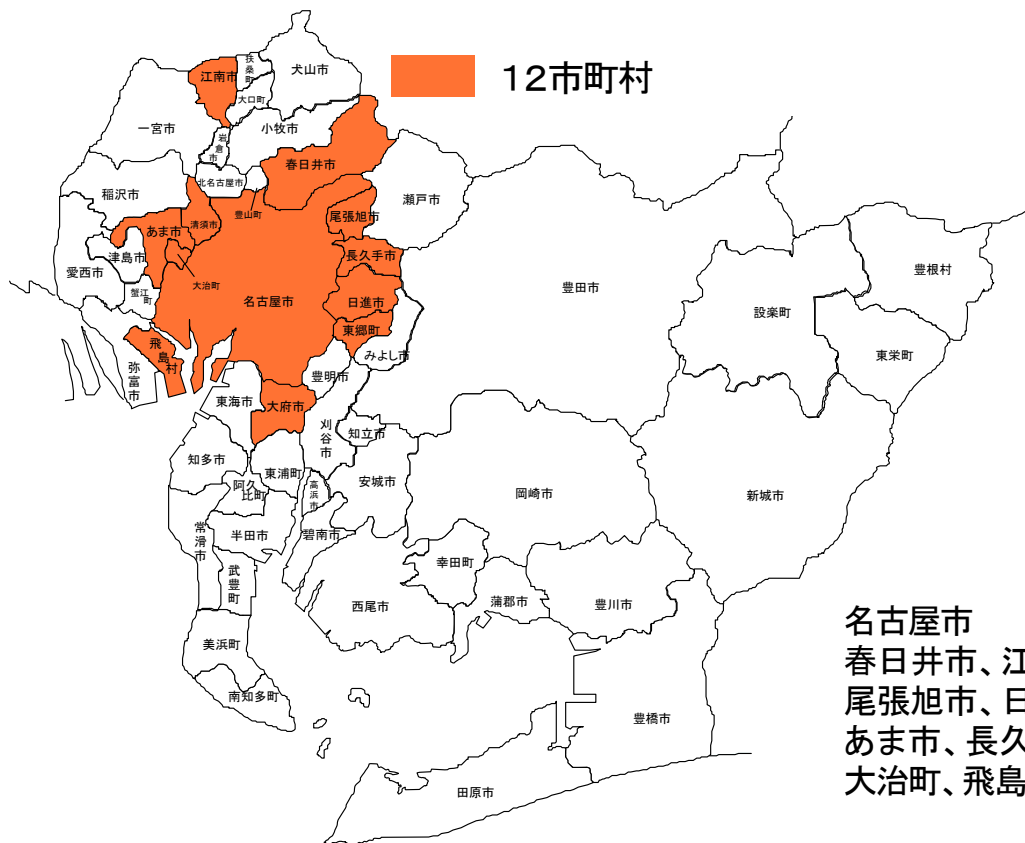


別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの共有が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほろ酔いでは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、軽ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密接空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 営業時間短縮等を要請する施設

＜措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)＞

施設の種類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮(5時～20時) ・酒類の提供は行わないこと
遊興施設等 (※1)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

＜措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)＞

施設の種類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮(5時～21時) ・酒類の提供は、「一定の要件」(※2)を満たした場合に限り可とし、21時に閉店できるよう時間的余裕をもってオーダーストップ
遊興施設等 (※1)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

(※1)遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

(※2)一定の要件

酒類提供を行う日までに、「対策項目チェックリスト」(県 Web ページ掲載)に基づき、以下の5項目の対策を全て実施してください。

- 1 アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保
- 2 手指消毒の徹底
- 3 食事中以外のマスク着用の推奨
- 4 換気の徹底
- 5 入店制限(同一グループの入店は、原則4人以内)

(注1) 協力金の申請の際には、対策項目チェックリストの写しを添付してください。(「あいスタ認証店」は除く。)

(注2) 県の調査員による見回りの際は、リストを提示してください。(県が実施した10項目調査(4～7月)で対策実施済みであることを確認した店舗及び「あいスタ認証店」(申請中を含む。)を除く。)

別表2-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容(措置区域)

		要請内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮要請 ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合は、 1000平米超 : 5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館については、 1000平米超 : 5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 1000平米超 : 5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合は5時から21時までの営業時間短縮を要請
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)の自粛

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

		要請内容
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超 : 5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超: 5時から20時までの営業時間短縮要請(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理等の働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)の自粛

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

別表2-2 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容(措置区域以外)

		要請内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合も、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館についても、 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	イベントの開催制限の遵守(別表4) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合も5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は9ページ参照)。

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

		要請内容
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	入場整理等の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理等の働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)は、「一定の要件」を満たした場合に限り可とし、21時までに閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップ(「一定の要件」は9ページ参照)。

※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

別表3

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表4 イベントの開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について

○ 収容定員	大声なし	大声あり
5,000人以下	収容定員 100%以内	収容定員 50%以内
5,000人超 ～10,000人	5,000人以下	（注）
10,000人超		5,000人以下

（注）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

○ 営業時間短縮 21時まで

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等(続き)

⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請・カラオケ設備利用自粛要請)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請・カラオケ設備利用自粛要請)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
飲食店感染防止対策コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091	各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会			中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf		

受診・相談センター

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口（健康相談）

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 （土・日・祝日を含む毎日）	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容等）
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	